

公務員専門学校 公務員ゼミナール 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の規定に基き、公務員を志望するものに必要な知識を習得させその実現を図り、社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、公務員専門学校 公務員ゼミナールという。

(位 置)

第3条 本校の位置を佐賀県佐賀市唐人二丁目5番8号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項はその都度定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
文化教養専門課程	公務員本科	1年	20名	20名	
	公務員ビジネス科	2年	10名	20名	
	公務員特別科	1年	20名	20名	
	公務員速成科	1年	20名	20名	

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、公務員本科、公務員ビジネス科、公務員速成科については4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。公務員特別科については11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

2 文化教養専門課程の公務員本科、公務員ビジネス科、公務員速成科の学期は、次のとおりとする。

学 科 名	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期
公務員本科	4 月 1 日～7 月 31 日	8 月 1 日～10 月 31 日	11 月 1 日～3 月 31 日
公務員ビジネス科	4 月 1 日～7 月 31 日	8 月 1 日～10 月 31 日	11 月 1 日～3 月 31 日
公務員速成科	4 月 1 日～7 月 31 日	8 月 1 日～10 月 31 日	11 月 1 日～3 月 31 日

3 文化教養専門課程の公務員特別科の学期は、次のとおりとする。

学 科 名	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期
公務員特別科	11 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～7 月 31 日	8 月 1 日～10 月 31 日

(休 業 日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 夏季休業 8 月に 1 週間（毎年定める）
- 4 冬季休業 12 月 21 日から翌年 1 月 7 日まで
- 5 学年末休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
- 6 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 11 日まで
- 7 創立記念日 6 月 1 日
- 8 その他校長が必要と認めた日

第 3 章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第 8 条 本校の教育課程及び単位数（授業時数）は、別表 1 のとおりとする。

(単位の授与)

第 9 条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(始業及び修業)

第 10 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜 日
文化教養専門課程	公務員本科	昼間	9 時 30 分	16 時 00 分	月～金
文化教養専門課程	公務員ビジネス科	昼間	9 時 30 分	16 時 00 分	月～金
文化教養専門課程	公務員特別科	昼間	9 時 30 分	16 時 00 分	月～金
文化教養専門課程	公務員速成科	昼間	9 時 30 分	16 時 00 分	月～金

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校 長 1 名

2 教 員

課 程	文化教養専門課程
教 員	3名以上
講 師	3名以上

3 事務職員 2名以上

4 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

本校の入学資格は、学校教育法125条第3号に規定する「高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

公務員本科・公務員ビジネス科・公務員速成科	4月1日
公務員特別科	11月1日

(入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第21条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 全部の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第21条の入学金を添え手続きをとらなければならない。

(転入学、転科)

第15条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

第15条の2 本校学生で、所属の学科以外の学科へ転科を希望する者があるときは、校長は、選考のうえ、許可することができる。

(休学、復学)

第16条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第18条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

- 1 公務員本科 31単位以上
- 2 公務員ビジネス科 62単位以上
- 3 公務員速成科 31単位以上
- 4 公務員特別科 31単位以上

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第18条の2 本学の公務員ビジネス科の修了者は、学校教育法131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

第5章 賞 罰

(褒 賞)

第19条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第20条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第6章 入学金及び授業料等

(納 付 金)

第21条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費は、次のとおりとする。

学科	年次	学費	学費内訳			選考料
			入学金	授業料	実習費	
公務員本科	1	800,000	160,000	590,000	50,000	20,000
公務員ビジネス科	—	850,000	160,000	590,000	100,000	20,000
公務員特別科	1	770,000	160,000	610,000	0	20,000
公務員速成科	1	770,000	160,000	470,000	140,000	20,000

第22条 既に納入した納付金は、返還しない。

2 停学を命ぜられた者も同様とする。

(除 籍)

第23条 校長は、授業料その他の納付金を3ヵ月以上滞納した者は除籍することができる。

第7章 付帯教育事業

(付帯教育事業)

第24条 付帯教育事業はこの学則に準じる。特別な事項については学校長の判断に従う。

第8章 雑 則

(施行細目)

第25条 この学則の施行についての細目は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 この学則は、平成15年4月1日より施行する。
- 3 この学則は、平成16年4月1日より施行する。
- 4 この学則は、平成27年4月1日より施行する。
- 5 この学則は、令和2年11月1日より施行する。
- 6 第21条については、令和2年11月1日以降に入学した者に適用する。
- 7 この学則は、令和4年11月1日より施行する。
- 8 第21条については、令和4年11月1日以降に入学した者に適用する。
- 9 この学則は、令和5年11月1日より施行する。
- 10 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
- 11 この学則は、令和7年11月1日より施行する。
- 12 この学則は、令和8年 4月 1日より施行する。
- 13 第6条(学年、学期)、第8条(教育課程、単位数)、第9条(単位の授与)、第12条(入学資格)、第18条(課程修了の認定)の規定は、この学則の施行の日以後に専門課程に入学する者について適用し、施行の日前に、専門課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 14 第21条については、令和8年 4月 1日以降に入学した者に適用する。

別表1 専門文化教養課程

学科		公務員本科・速成科		公務員特別科		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	
必 履 修 科 目	社会科学Ⅰ	30	2	60	4	
	社会科学Ⅱ	30	2	30	2	
	人文科学Ⅰ	75	5	120	8	
	人文科学Ⅱ	45	3	45	3	
	自然科学Ⅰ	60	4	60	4	
	自然科学Ⅱ	60	4	60	4	
	数的推理Ⅰ	60	4	75	5	
	数的推理Ⅱ	60	4	60	4	
	判断推理Ⅰ	60	4	75	5	
	判断推理Ⅱ	60	4	60	4	
	適性試験ⅠⅡ	15	1	—	—	
	模擬試験演習Ⅰ	30	2	30	2	
	模擬試験演習Ⅱ	30	2	30	2	
	範囲指定演習Ⅰ	30	2	30	2	
	公務員リテラシーⅡ	30	2	30	2	
	公務員リテラシーⅢ	30	2	30	2	
	小計	705	47	795	53	
	選 択 科 目	国語	15	1	15	1
		数学	15	1	15	1
英語		15	1	15	1	
基礎能力		15	1	15	1	
ビジネス実務Ⅲ		90	6	—	—	
卒業研究Ⅲ		30	2	30	2	
法学Ⅰ		—	—	150	10	
法学Ⅱ		45	3	45	3	
経済学Ⅰ		—	—	60	4	
経済学Ⅱ		30	2	30	2	
模擬試験演習専門Ⅱ		30	2	30	2	
小計		285	19	405	27	
合計		990	66	1200	80	

学科		公務員ビジネス科1年目		公務員ビジネス科2年目	
科目		授業時数	単位数	授業時数	単位数
必修 科目	社会科学Ⅰ	30	2	30	2
	社会科学Ⅱ	30	2	30	2
	人文科学Ⅰ	75	5	75	5
	人文科学Ⅱ	45	3	45	3
	自然科学Ⅰ	60	4	60	4
	自然科学Ⅱ	60	4	60	4
	数的推理Ⅰ	60	4	60	4
	数的推理Ⅱ	60	4	60	4
	判断推理Ⅰ	60	4	60	4
	判断推理Ⅱ	60	4	60	4
	適性試験ⅠⅡ	15	1	15	1
	模擬試験演習Ⅰ	30	2	30	2
	模擬試験演習Ⅱ	30	2	30	2
	範囲指定演習Ⅰ	30	2	30	2
	公務員リテラシーⅡ	30	2	30	2
	公務員リテラシーⅢ	30	2	30	2
	小計	705	47	705	47
選択 科目	国語	15	1	15	1
	数学	15	1	15	1
	英語	15	1	15	1
	基礎能力	15	1	15	1
	ビジネス実務Ⅲ	90	6	90	6
	卒業研究Ⅲ	30	2	30	2
	法学Ⅰ	—	—	—	—
	法学Ⅱ	45	3	45	3
	経済学Ⅰ	—	—	—	—
	経済学Ⅱ	30	2	30	2
	模擬試験演習専門Ⅱ	30	2	30	2
小計	285	19	285	19	
合計	990	66	990	66	